

大和市告示第 9 8 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）第 3 4 条の規定に基づく調査の結果、別紙に掲げる者は、その住所に現住していないことが判明したので、同法第 8 条並びに住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条及び第 1 2 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 8 年 4 月 2 8 日に職権でその者の住民票を消除した。

平成 2 8 年 5 月 1 0 日

大和市長 大 木 哲